

守口市立学校図書館基本計画

平成30年10月

守口市教育委員会

目 次

第1章	守口市立学校図書館の概要	1, 2
1	計画策定の背景・趣旨	
2	基本計画の役割	
第2章	学校図書館とは	3
1	学校図書館の機能	
第3章	学校図書館の現状と課題	4～12
1	学校図書館の環境整備	
2	学校図書館の管理・運営	
3	学校図書館の利活用	
第4章	これからの学校図書館	13～15
1	施設面及び制度面における取組み	
2	読書センター機能強化に向けた取組み	
3	学習センター機能強化に向けた取組み	
4	情報センター機能強化に向けた取組み	

第1章 守口市立学校図書館の概要

1 計画策定の背景・趣旨

読書活動は、児童生徒が本に親しみながら言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で必要不可欠なものであり、児童生徒の「生きる力」の基礎となるものです。

また、学校図書館は、学校図書館法で学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であると規定されており、その発展を図ることで、学校教育の充実に資するとされています。

この考えに基づき、本市の教育指針である「めざす守口の教育」においても、学習規律と言語能力の育成の項目において、読書活動を重点推進事項と位置付け、これまでに学校図書館の蔵書を計画的に整備するとともに、原則中学校区に1名の学校司書を配置するなど、その充実に向けて取り組んできたところです。

学校図書館は、3つの機能を有しています。まず、児童生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心や人間性、教養、想像力等を育むための、自由な読書活動や読書指導の場としての「読書センター」の機能、次に、児童生徒の自発的・主体的・協働的な学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりするための「学習センター」としての機能、最後に、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力の育成に資するための「情報センター」としての機能です。

各学校において、学校図書館が期待される機能を十分に発揮するためには、校長のリーダーシップの下、司書教諭及び学校司書等が、それぞれの役割を果たしつつ、互いに連携・協力し、組織的に取り組むことが重要です。

これからの学校教育には、新学習指導要領に示されているとおり、児童生徒が、今後の予測困難な社会を生きていく上で必要な判断力や、思考力、コミュニケーション能力を育むことが求められており、そのために学校図書館を計画的に利活用することが大切です。

学校教育の変遷に伴い、学校図書館は、読書活動を推進する場だけでなく、調べ学習や新聞を活用した学習など、各教科等の様々な授業を通して活用されることにより、学校における言語活動や探究活動の場となり、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する役割が一層期待されることから、学校図書館の整備及び充実に取り組むうえでの基本的な指針として、本計画を策定するものです。

2 基本計画の役割

この計画は、本市で学ぶ児童生徒が、学校教育を通して、今後の社会を生き抜く上で必要な「生きる力」を育むにあたり、守口市立学校の学校図書館をより一層効果的かつ効率的に活用できるようにするために、現状と課題を明確にし、その充実と発展・整備を計画的に推進するための指針となるものです。

[関連する他の計画]

○守口市総合基本計画

基本目標 1 学びとつながりを深め、豊かな心と生きる力が育つまち

2. 学校教育の充実

■基本方針

1. 「確かな学力」「豊かな心」「たくましく生きる健康や体力」などの事柄を学び、それらを身につけようとする力を「学び力」として学校・家庭・地域が一体となって育成を図ります。
2. 自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力の育成を図るとともに、確かな学力の定着を図り、個性を生かす教育の充実と教員の資質向上に努めます。
3. 地域の教育力向上
- ③. 読書に親しむ環境づくり

○守口市子ども読書活動推進計画

第3章 子ども読書活動推進のための取組み

4. 学校等における読書活動の推進

(2) 小・中学校における読書活動

【今後の取組み】

- 学校図書館の活性化
- 教職員の読書活動への意識の向上と指導の充実
- ムーブ 21・公民館との連携
- 保護者への啓発

○第2次守口市生涯学習推進計画

第5章 生涯学習推進施策

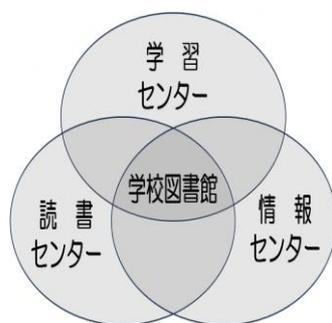
1. ライフステージなどに応じた学習環境の整備
 - (1) ライフステージに応じた学習内容の充実
 - ⑤各世代共有で取り組む生涯学習
 - ◆図書館施設の有効利用
2. 「地域コミュニティ」の育成と活性化の支援
 - (2) 学校・家庭・地域が連携した学習の推進
 - (4) 学習成果の評価と活用

第2章 学校図書館とは

1 学校図書館の機能

学校図書館は、「学校教育の中核」として、読書好きな児童生徒を増やし、学力と、豊かな人間性を育むことや、学校や教科の教育目標に沿って、授業で蔵書・新聞等を利活用することを通して思考力・判断力・表現力等を育むこと、探求的な学習活動等を行い、児童生徒の情報活用能力を育むことなどが期待され、相互に関連する以下の3つの機能を備えています。

「学校図書館の3機能」



① 「読書センター」＝読書活動の場

② 「学習センター」＝学習支援の場

③ 「情報センター」＝情報活用能力を育む場

(1) 「読書センター」としての役割

「読書センター」としての役割とは、すべての児童生徒が、自由に好きな本を選んで、集中して読むことができる場を提供したり、様々な本を紹介することで、本に親しむきっかけを与え、読書の楽しさを伝えるなど、学校教育の一環として読書を位置づけ、読書を通して児童生徒の豊かな心と創造力を培い、学習への興味、関心を喚起することです。

(2) 「学習センター」としての役割

「学習センター」としての役割とは、教科等の日常的な指導において、教員が必要に応じて学校図書館で授業を行ったり、学校図書館にある資料を授業に使用できるようにすることや、児童生徒が授業で学んだことを確かめ、広げ、深めるために自分で学校図書館で資料を集め、それを読み取り、考えをまとめて発表するなど、教員の授業や、児童生徒の主体的な学習活動を具体的に支援することです。

(3) 「情報センター」としての役割

「情報センター」としての役割とは、学校図書館法に規定されている、教員のための図書館資料の収集・整理・保存、供用を行うことはもとより、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成するため、学校図書館の利用指導等の取組みを通して、情報の探し方・資料の使い方を教え、児童生徒が学習に使用する資料や、学習の成果物などを蓄積し、利活用できる環境を整えることです。

第3章 学校図書館の現状と課題

本市における学校図書館の利活用の状況を、機能ごとに見ると「読書センター」としては、普段（月～金曜日）の読書時間に関するアンケート調査の結果、「全く読んでいない」と回答した児童生徒の割合が約 20%に上っており、読書習慣の定着という観点からは課題があります。しかし、読み聞かせ等を中心とした読書活動や朝読書などの読書指導、また読書意欲を喚起するイベントや環境づくりの工夫により、読書が「好き」と回答した児童生徒の割合は増加しています。これらのことから、その機能は徐々に発展し始めていると言えます。

小学校等では、国語の授業の一環として、学校図書館で読書をする時間を設けたり、単元の内容に照らして、調べ学習等で、学校図書館を利用しています。しかしながら、依然として「読書センター」としての利用が主であり、「学習センター」としての利用率はそれほど高くありません。

中学校等においては、読書をする時間を授業の一環として取り入れてはいませんが、昼休みや放課後などは、図書委員会の生徒による図書館開放があり、各教科等の内容によっては調べ学習等で利用する場合があります。

また、中学校等では「情報センター」として、ICT活用教育との連携を視野に入れた指導を実践している学校もありますが、活用事例はまだ多くありません。これは、学校ごとの設備や、教諭等の専門性に差があることなどが原因です。

以上のことから、本市の学校図書館は、「読書センター」としての機能は発展してきていると言えますが、「学習センター」及び「情報センター」としての利活用については、まだまだ不十分です。

1 学校図書館の環境整備

(1) 学校図書館の施設環境

本市の学校図書館については、国が策定している学校施設整備指針に沿って整備しています。さつき学園などの新設校については、学校図書館とパソコン教室を併設し、読書や学習に利用できるスペースや、必要に応じて動かすことができる書架を十分に確保した上で、利用しやすい機能的なレイアウトを整備し、「メディアセンター」として運用しており、これは、本市の理想とする学校図書館のあるべき姿のハード面におけるモデルケースであるといえます。

しかし、既存の学校に関しては、児童・生徒数に対して学校図書館が狭く、授業に必要な図書が十分確保できていなかったり、学習センターや情報センターとして活用するのに必要なスペースが確保できなかったり、書架が古く傷みが生じている上に数が不足し、蔵書があるにも関わらずそのすべてを学校図書館内に収容しきれないなど施設面における様々な問題があります。加えて、移動式書架や机等がなくレイアウト変更ができないなど児童生徒にとって魅力ある環境づくりがしづらいたといった設備面の課題もあります。

また、児童生徒に限られた時間の中で、効率よく学校図書館を利活用できるよう、校内全体のレイアウトも児童生徒の動線に沿ったものにする必要も必要です。

これらを踏まえ、児童生徒にとって、より学習課題に対応した図書が手軽に手に取れたり、リラックスして読書ができる環境や、学習センター機能と情報センター機能を意識して学校図書館とパソコン教室を併設するなど、発達段階に応じた児童生徒の様々な学習活動を支援する機能を果たせるような学校図書館を目指して、学校図書館内のレイアウトはもとより、学校全体の施設環境を整備・改善していくことが求められています。

「市立学校の学校図書館面積」

小学校	図書館面積(m ²)	中学校	図書館面積(m ²)
守口小学校	74	第一中学校	136
庭窪小学校	87	庭窪中学校	132
八雲小学校	150	八雲中学校	77
錦小学校	128	梶中学校	133
金田小学校	115	大久保中学校	131
梶小学校	160	錦中学校	101
藤田小学校	162	樟風中学校	298
八雲東小学校	149		
佐太小学校	129	義務教育学校	図書館面積(m ²)
下島小学校	96	さつき学園	389
よつば小学校	203	内 訳	
さくら小学校	129	低学年メディアコーナー(2階)	121
寺方南小学校	219	メディアセンター(3階)	268

(2) 学校図書館の図書資料

文部科学省の定める学校図書館図書標準冊数を100%としたとき、守口市立学校全体の蔵書率は高い水準にあると言えますが、学校単位で見るとばらつきがあることや、蔵書の内容が古く、学習に使用できなかつたり、傷みが激しく修繕や買替えが必要な図書などが配架されている状況も散見されます。

また、新学習指導要領において、主眼となっている主体的・対話的で深い学びの実現に向けた取組みに必要な図書資料や、小学校等における外国語教育、特別支援教育、プログラミング教育、防災教育、国際理解教育の推進、さらに、調べ学習等に活用するための教科横断的な図書の配架の推進等、今後の学校教育における新たなニーズに応えられる図書資料も必要です。

児童生徒の学習活動や読書活動を支援するためには、発達段階に応じた図書資料や分野ごとの図書資料の把握をしっかりと行い、適切な廃棄・購入計画を立てて、常に最適な状態を維持することが必要です。

さらに、電子書籍の導入についても研究する必要があります。電子書籍を導入すれば、タブレットパソコン等を活用しながら、一度に複数の児童生徒が手に取ることができたり、電子媒体ならではの演出や動きにより一層効果的な学習を可能にします。

「学校図書館図書標準冊数達成率」(平成30年5月1日時点)

	学 校 名	学 級 数	児 童 数	蔵 書 数	図 書 標 準 冊 数	達 成 率
小 学 校 等	1 守口小学校	26	634	8,617	11,960	72.05%
	2 庭窪小学校	17	351	9,890	9,960	99.30%
	3 八雲小学校	19	316	10,547	10,560	99.88%
	4 錦小学校	26	658	13,089	11,960	109.44%
	5 金田小学校	16	349	11,496	9,560	120.25%
	6 梶小学校	22	494	10,933	11,160	97.97%
	7 藤田小学校	15	327	11,385	9,160	124.29%
	8 八雲東小学校	21	461	10,602	10,960	96.73%
	9 佐太小学校	15	285	9,104	9,160	99.39%
	10 下島小学校	11	244	9,607	7,480	128.44%
	11 よつば小学校	24	581	11,960	11,560	103.46%
	12 さくら小学校	20	484	11,852	10,760	110.15%
	13 寺方南小学校	19	470	8,528	10,560	80.76%
	14 さつき学園(前期)	17	422	11,919	9,960	119.67%
	計	268	6,076	149,529	144,760	104.41%
中 学 校 等	1 第一中学校	16	399	16,572	12,640	131.11%
	2 庭窪中学校	20	599	16,137	14,240	113.32%
	3 八雲中学校	12	286	13,766	10,720	128.41%
	4 梶中学校	14	445	9,604	11,680	82.23%
	5 大久保中学校	14	342	11,800	11,680	101.03%
	6 錦中学校	11	293	13,108	10,160	129.02%
	7 樟風中学校	17	489	20,988	13,120	159.97%
	8 さつき学園(後期)	8	160	6,739	8,480	79.47%
	計	112	3,013	108,714	92,720	115.57%

(3) 学校図書館資料の管理

現在、守口市立学校全体の21校中12校において、蔵書管理には紙台帳を使用しているため、蔵書管理および貸出・返却・検索等に多くの時間を要しているなど効率的な運営が十分に行われておらず、また適切な廃棄・購入計画を立てる上でも大きな課題があると言えます。

加えて、各校の図書資料をより効率的に活用する視点から、守口市立学校全体の蔵書を一元管理し、学校間の相互貸出なども積極的に進めていく必要があります。

これらの取組みを進めるには、全学校図書館の図書資料を一定の共通ルールの下で一元的にデータベース化し、学校図書館同士のネットワークを構築するなど、学校図書館の電子化に早急に取り組む必要があります。

また、将来的には市内に所在する他の図書施設とも連携することにより、より効率的に蔵書を利活用できる環境の構築も検討していく必要があります。

「貸出・返却・検索の流れ」

①本を選ぶ（選書）

- ・児童生徒が自ら書架から本を選ぶ。
- ・学校司書に読みたい内容等を伝え学校司書がそれに沿った本を選ぶ。

②貸出処理

- ・紙台帳（図書カード）に名前等を記入し処理する。
- ・図書システム（バーコード）にて貸出処理する。

③返却処理

- ・児童生徒自ら本を書架に戻し、紙台帳（図書カード）に名前等を記入して処理する。
- ・図書システム（バーコード）にて返却処理する。

④蔵書検索

- ・書架及び蔵書台帳から目視にて検索する。
- ・図書システムにて検索する。

⑤管理

- ・貸出返却の処理は定期的に紙台帳を点検し、延滞本等がないのか確認する。
- ・年に1回程度、蔵書台帳と実物との突合点検を実施する。

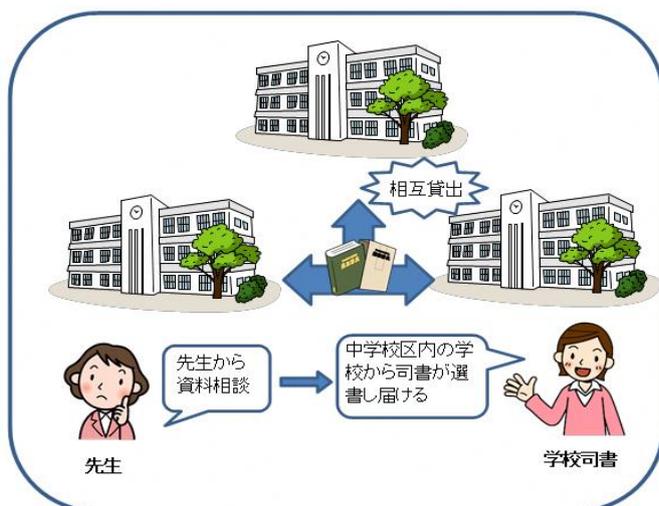
(4) 学校間・その他図書施設との連携

児童生徒がより多くの図書に触れ、創造力を培い、学習に対する興味を育むには、より多くの本に触れることが肝要です。そのためには、自校の蔵書だけに留まらず、他の学校や図書施設間での本のやりとりが行われることが理想です。しかし、現状は、学校間の相互貸出の状況を見ても、中学校区単位での実施に留まっており、守口市立学校全体での実施はできていません。

また、守口市生涯学習情報センター等他の図書施設との連携については、調べ学習を行う際の団体貸出で利用していますが、積極的な活用には至っていません。

より一層の学習展開のためには、守口市立学校全体及びその他図書施設との連携を推進する必要があります。そのためには、各学校間及び施設間の蔵書を一定の共通ルールの下でデータベース化し、ネットワークを構築して、実際に本をやりとりできる物流システムを作る必要があります。

「中学校区内での相互貸出流れ」

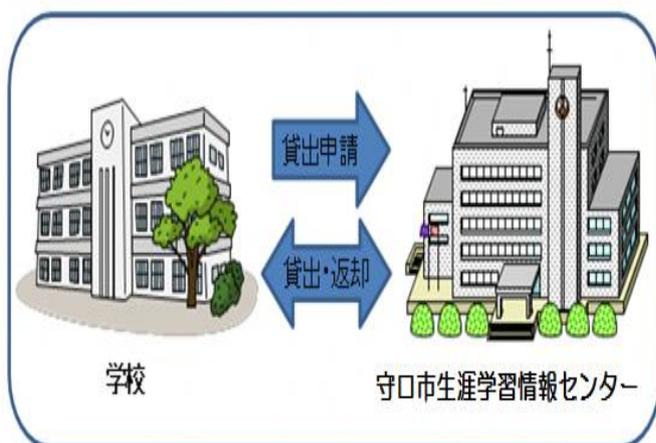


①学校の先生から学校司書へ資料相談

②学校司書が中学校区内から選書し、届ける

※学校司書は原則中学校区において1名配置

「団体貸出(守口市生涯学習情報センター)流れ」



①学校から貸出申請を行う。
(申請時に資料相談も可能)

②守口市生涯学習情報センターより学校へ配送

- ・最短6日で配送(貸出・返却)
- ・貸出期間は1ヶ月以内
- ・貸出冊数は1回につき100冊まで

2 学校図書館の管理・運営体制

児童生徒の様々な学習活動を支援する学校図書館としての機能を果たすためには、各学校における司書教諭、中学校区に配置している学校司書の役割の明確化や、図書委員会の活動及び図書ボランティアとの連携を図るなど、効率的かつ効果的な管理・運営体制を構築する必要があります。

(1) 司書教諭の役割と活動の場

学校図書館法第5条によれば、学校には必ず司書教諭を置かなければならないと定められており、本市においても全校に司書教諭が配置されています。司書教諭は、教諭として採用された者が、学校内の役割としてその職務を担当し、学校図書館の専門的職務を掌ることを業務とします。具体的には、学校図書館資料の選択・収集・提供や児童生徒の読書活動に対する指導、さらには、学校図書館の利用指導計画を立案し、学校図書館の運営と活用の中心的な役割を担います。

司書教諭は、職員会議で学校図書館における運営の基本方針や利用指導の全体計画、読書活動・読書指導等の提案や、図書委員会で委員会活動の指導、夏休み等の期間において帳簿・資料の点検を行います。

しかしながら、本市の司書教諭は、担任や部活動など司書以外の校務を兼務しており、司書教諭としての活動時間が限られていたり、各校の校務分掌としての定めにはばらつきがあり、その役割が十分に発揮されていない学校もみられます。

(2) 学校司書の役割と活動の場

学校図書館法第6条において、学校には司書教諭の他に学校司書を置くよう努めなければならないとされています。学校司書は、専ら学校図書館の職務に従事する職員で、教員ではなく専門的な知識・経験を有する事務職員として採用された者が学校図書館に勤務します。

学校司書は、学校図書館内の環境整備において、本の紹介文の作成や児童生徒への資料の案内を行うとともに、資料の整理や配架、修理、製本を行います。

本市における学校司書は、司書教諭と違い、各中学校区等に1名の配置であり、1校あたりの勤務時間も限られ、児童生徒が学校図書館を利用する際に、常時対応ができる状況ではありません。多様な授業や学校行事に対し、資料提供をする時間や、教職員との打合せを行う時間の確保も困難であり、勤務体制上、教職員や児童生徒への支援は十分とはいえません。

今後、これまで以上に充実した学校図書館の環境を整備するためにも、学校司書の業務の明確化を行った上で必要に応じて増員することが望ましく、司書教諭と学校司書が密に連携しながら、児童生徒の発達段階に応じた図書の選定や親しみやすい学校図書館の環境づくり等に取り組めるようにすることが必要です。

(3) 図書ボランティアの役割と活動の場

図書ボランティアは、多くの学校で、朝の時間や昼休みなどを使って、教室や学校図書館で児童生徒へ読み聞かせをしたり、蔵書の整理や、学校図書館で過ごす児童生徒の見守りなどの活動をしています。しかし、図書ボランティアは、保護者を中心として構成されている学校が多く、年度ごとに人の入れ替わりがあるため、活動の継続性に課題があります。また、人数についても学校によってばらつきがあり、人員確保にも課題があります。多くの図書ボランティアの方々を募り、学校における読書教育に関わっていただくことで、児童生徒が学校図書館を気軽に利活用できる開放時間の拡充を図ることができます。また、学校図書館の開放を通して、児童生徒と図書ボランティアの方々が交流をもつことができるふれあいの場としての役割も担っています。

(4) 図書委員会

書架の整理、図書室の清掃、図書室の開放当番、図書の貸出作業、図書だよりの発行、購入希望図書の調査などが基本の活動です。他にも、低学年への読み聞かせや、集会でおすすめの本の紹介をしたり、休み時間に学校図書館の利活用を促進する活動を行っている学校もあります。

ただし、小学校等では安全面の確保等の理由から、児童だけの活動が制限される場合もあるので、教職員等による見守り等の支援が必要です。

「司書教諭、学校司書、図書委員会、図書ボランティアの役割」

◎は主になって業務を行う ○は業務を支える

	司書教諭	学校司書	図書委員会	ボランティア
学校図書館運営の基本方針の立案及び実施	◎	○		
学校図書館の利用指導の全体計画の立案と実施	◎	○		
学校図書館活用の授業における指導や支援	◎	◎		
教職員の教材の準備への紹介と案内	○	◎		
資料相談（レファレンス）	○	◎		
読書相談	○	◎		
校内の各部門との連絡・協力・調整	◎	○		
図書委員会活動の指導	◎	○		
学校図書館のイベント等の立案と実施	○	◎	◎	◎
事業計画及び予算案の作成と執行	◎	○		
調査統計の実施と分析・利用	◎	◎		
学校図書館資料の選択	◎	◎	○	
学校図書館資料の発注・購入	◎	○		
学校図書館資料の受入・諸帳簿への記録	○	◎		○
資料の整備及び配架、修理、製本	○	◎	◎	◎
資料の点検、除籍	◎	◎	◎	◎
書架の整理	○	◎	○	○
閲覧、貸出し	○	◎	◎	◎
学校図書館の広報活動（家庭・地域への情報提供）	◎	◎		

3 学校図書館の利活用

本市における学校図書館の利活用の現状は、小学校等においては、週に一度国語の授業の一環として、学校図書館を利用する時間が設けられています。この時間は、児童が好きな本を読むことができるほか、本の貸出・返却も行っています。しかし、この読書センターとしての利用以外に、様々な教科等で計画的に利活用されている状況は多くありません。また、休み時間などに学校図書館を毎日開放している小学校等は全体の40%に留まっています。

一方、中学校等においては、小学校等のように、授業の一環として毎週学校図書館を利用するということはありませんが、ほとんどの学校で、昼休みや放課後等を使って、毎日学校図書館を開放しています。しかし、教科等で計画的に利活用されている状況が少ない点は小学校等と同様です。

また、学校図書館全体にある共通の課題として、書架や蔵書が古く、傷みが生じていたり、蔵書のすべてを書架に置ききれていなかったり、児童生徒が簡単に校内外の蔵書を検索できるシステムが構築されていないなど、児童生徒及び教職員が利活用するにあたって、魅力的であるとは言えない状況です。このことから、本市における学校図書館は、小学校等においても、中学校等においても、本来学校図書館が果たすべき「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての3つの機能を十分に発揮できているとは言えません。

(1) 学校図書館の利用指導計画

現在、各校における学校図書館の利用指導計画には、年間目標をもとにした重点目標をはじめ、発達段階に応じた段階的な目標や読書活動に係る学校行事、また、各種コンクールへの参加や図書購入の計画等、読書活動の推進に向けた具体的な取組みが示されています。学校によっては、各教科等での利活用を推進することも記載されていますが、どの学習内容で学校図書館をどのように利活用するのか等具体的な内容まで明記されたものではなく、教科等で学校図書館を利活用するかどうかは、授業を行う教員の判断に委ねられています。

今後は、新学習指導要領に示されている、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進する学校図書館の積極的かつ計画的な利活用をすすめるために、現在の指導計画を見直し、学校図書館をどのように授業等で利活用していくかを、学校として具体的に示していくことが必要です。

(2) 学校図書館に関わる学校と外部人材との連携

学校図書館は、主に担当教員が中心となって運営しています。しかし、学校図書館の運営にあたっては、司書教諭及び担当教員と、学校司書や図書ボランティア及び図書委員会の児童生徒が緊密に連携することで、機能の充実や、児童生徒の言語能力の育成につながることを期待できることから、その連携をより一層推進していくことが重要です。

現状は、学校図書館運営の基本方針に沿った年間計画を、学校と学校司書とが共有し、また、必要に応じて図書ボランティアとも連携を図ることにより、年間計画に沿った具体的な取組みを進めています。加えて、学校行事の企画・運営等については、図書委員会の児童生徒を積極

的に参画させながら進めています。

今後は、児童生徒や教職員のニーズに対して、より一層柔軟に対応できるよう連携を深めつつ、学校図書館の毎日開放や長期休業中の開放、そして、より一層の授業や調べ学習における学校図書館の具体的な利活用ができるように、それぞれの役割を十分生かした年間計画の企画・立案及び組織的な学校図書館の運営が図られるよう学校・教育委員会それぞれが進めていく必要があります。

(3) 開館時間について

現在、守口市立学校においては、学校司書の配置や図書ボランティアの協力のもと、休み時間・放課後等に学校図書館を開放する取組みを進めています。その結果、合計の開館時間は伸びていますが、毎日開館できている学校の割合は40%、休み時間や放課後等に学校図書館を利用している児童生徒は1回あたり20人程度に留まっています。

今後は、すべての学校で毎日開館を実施し、さらなる開館時間の延長と一回あたりの利用人数の向上のため、開放に必要な人的支援や、学校図書館の魅力を高める取組み、読書活動を促進する取組み等に、学校と学校司書と図書ボランティア及び図書委員が連携しながら、多角的にアプローチしていく必要があります。

第4章 これからの学校図書館

これまでの学校図書館は、大多数の児童生徒にとって、授業の一環として割り振られた時間に本を借りる場所であり、開放時間についても、本の好きな児童生徒だけが訪れる場所でした。これは、機能分類上は、「読書センター」機能のほんの一部に過ぎず、本来学校図書館が、学校教育に担うべき役割が十分に果たされているとは言えません。

新学習指導要領の施行や、社会のニーズの変化に対応するための学校教育の変遷に伴い、学校図書館が学校教育に占める重要性は高まりつつあります。これからの学校図書館は、従来の「読書センター」の機能だけでなく、学校における言語活動や探究活動の場として、「学習センター」及び「情報センター」としての機能を発揮し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資することが必要です。そのためには、教育現場においても、それらの機能がより発揮されるべきであることや、具体的で効果的な利活用がしっかりとなされるように、学校と学校司書や図書ボランティア及び図書委員会の児童生徒が共通認識の元で学校図書館の運営に取り組むことが必要です。その上で、学校図書館とパソコン教室が併設され、読書や学習に利用しやすく機能的なレイアウトが整備されたさつき学園等の「メディアセンター」をモデルに、学校図書館内に情報メディア機器を整備するなど施設面の充実に努めることも必要です。そういった学校図書館を活用した教育に対しての意識改革を行うとともに、組織的な体制づくりにも取り組み、学校図書館活性化の機運を高めることにより、「生きる力」をもった児童生徒を育む学校教育の確立につなげます。

そのために、現状整理において問題点が明らかとなった施設及び制度面の整備指針と、「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」、それぞれの機能強化に向けた具体的な取り組み指針について以下のとおり定めます。

1 施設面及び制度面における取り組み

○学校図書館担当校務分掌組織を明確に位置づけ、司書教諭、司書教諭以外の担当教員、学校司書により構成し、3機能の利活用を柱とし、各機能のクロスオーバーも見据えた年間計画の立案、図書ボランティアや図書委員と連携した計画の推進、計画の進捗管理、職員会議等での定期的な進捗確認と計画の見直しを行うことでPDCAサイクルを確立します。また、各校の司書教諭や担当教員、学校司書を対象とした全体会議や研修を行い、他市の先進的な取り組みや、他校で実際に効果のあった取り組みを全校で共有します。

○司書教諭については、学校図書館を活用した教育及び読書活動が学校全体で協力して行われるよう、他の教職員等の連携・教育指導的業務を図るコーディネータとしての役割を明確にします。また、役割が果たせるように、求められる資質や専門的知識の向上に向けて、教育委員会としても研修の開催や体制の構築に向けた支援等を行います。

- 学校司書については、学校図書館を活用した教育活動の充実につなげるため、配置をはじめ業務内容や勤務形態を必要に応じて見直し、さらなる授業支援活動を行っていきます。
- 図書ボランティアについては、継続的な運営協力を得るため保護者や地域の方々に対し積極的な情報発信を行い、幅広く人員の確保を行っていきます。
- 施設整備については、豊かな読書環境として、「読みたくなる」、「見つけやすい」、「学習しやすい」をポイントに、読書スペースや学習スペース、情報スペースを設置し、限られたスペースの中でも学校図書館に求められる機能が十分に発揮できる空間作りを行います。また、老朽化した書架等の備品を必要に応じて計画的に整備していきます。
- 情報メディア機器の整備については、学校図書館内に児童生徒が検索・インターネットによる情報収集に活用できるようパソコン等を整備していきます。
- 蔵書管理については、司書教諭や学校司書のみならず、図書ボランティアと協力して、図書の修繕や整理などを引き続き行います。
- 蔵書のデータベース化については、貸出・返却・検索などの蔵書管理だけでなく、学校間やその他の図書施設との相互貸出のネットワーク化や、それに伴う物流システムの構築を行うことで、利用可能な蔵書の多様化や、限られた予算の効率的な使用が可能になるため、導入を図っていきます。

2 読書センター機能強化に向けた取組み

- 学校図書館の毎日開放の徹底や、教職員等による見守り体制の構築など、図書環境の充実に向けた内容を年間計画に取り入れ、それに基づき、司書教諭と学校司書や図書ボランティア、図書委員会が連携して、読み聞かせや本の紹介の定期的な更新などを始めとする読書活動推進の取組みを進めます。
- 児童生徒が読んでみたい本を手に取りやすいように、また興味を持ちやすいように、ポスターの掲示や特集コーナーを設置し、環境づくりを工夫します。
- 司書教諭や学校司書、図書ボランティア等の役割を明確にし、より一層の連携強化を図るとともに、児童生徒に読書アンケート等を実施し、読書実態の把握・分析に努め、学校図書館運営の基本方針等に反映させます。
- 教育委員会としては、学校図書館開放の実施状況や利用率を把握できるようなアンケートを実施し、実施率や利用率の高い学校の取組み例を全校にフィードバックします。

3 学習センター機能強化に向けた取組み

- 学級担任や各教科担当が各教科、学年ごとの「学習センター」としての学校図書館利用指導計画（案）を学校図書館担当校務分掌組織へ提示し、年間計画の中に具体的な利用計画を盛り込みます。
- 「学習センター」として調べ学習などに活用しやすいように、配架の変更や図鑑、新聞等、必要な資料を充実させます。また、どのようにすれば資料を効果的に活用できるかなどの相談が行える体制を構築し、必要に応じて人的配置を行っていきます。
- 「学習センター」として効果的に学校図書館を利活用できている事例を収集し、研修や研究授業を実施することで全校へのフィードバックを行います。

4 情報センター機能強化に向けた取組み

- 「情報センター」としての機能を高めるための具体的な取組みを学校図書館運営の基本方針の中に盛り込みます。特に、「情報センター」機能については、「読書センター」機能と「学習センター」機能との関連付けを意識した計画とし、読書や授業に実践的に活用できるような利活用を目指します。
- 「情報センター」として従来の図書資料を使った情報活用能力を学ぶ場だけでなく、ICT活用教育との連携を視野に入れた指導をできるように機器等の整備を今後も進め、効果的に活用している事例等を研修等を通じて各校に周知していきます。
- 児童生徒が過去に作成した資料を蓄積し、具体的に利活用できるような環境整備等を行います。また、紙媒体に限らず、電子媒体で作成された授業教材なども含めて教職員向けの資料を収集・整理・保存して共用できるようにし、守口市立学校全体で活用できるような体制を構築することで、授業改善につなげます。